

様式第2号（第5条関係）

学習用通信機器貸出契約書

岩美町教育委員会（以下、甲という。）と_____（以下、乙という。）は、甲が貸し出す学習用通信機器及び付属品（以下、「貸出物品」という。）の利用に関して、次のとおり合意したので本契約を締結する。

第1条（目的）

甲が貸し出した貸出物品を、乙が利用するにあたり、本契約を誠実に守ることとする。

第2条（貸出物品の利用条件）

貸出物品の利用にあたっては、裏面の利用条件を遵守する。

第3条（貸出物品の品名・数量）

甲は乙に次の貸出物品を貸し付ける。

| 品名 | 数量 | 管理番号 |
|---------------|----|------|
| モバイルWi-Fiルーター | 1台 | |

第4条（監査）

甲は、必要に応じて、貸出物品の情報を確認することができる。

第5条（罰則）

- 第2条が守られなかったときは、甲は乙に対して貸出物品の利用差し止め及び返却を命じることができる。
- 貸出物品の返却ができない場合は、実費を甲が定めた期日以内に支払うものとする。

第6条（損害賠償）

- 貸出物品の目的外使用により、乙が甲に損害を与えた場合、乙が甲以外の第三者に損害を与えた場合、それを賠償する。
- 貸出物品の目的外使用により、乙に発生した損害等については、乙がその責任を負う。
- 乙が、貸出物品を破損又は紛失した場合は、貸出物品に係る実費を甲に弁償する。

第7条（有効期間）

- 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、終了時に乙は甲へ貸出物品を返還する。ただし、学習用通信機器継続貸出届を提出した場合は、この期間を更新することができる。
- 前項の定めに関わらず、甲は本契約を解約することができる。

第8条（協議事項）

本契約書に定めのない事項が生じたとき、甲乙が誠意をもって協議の上、解決する。

以上、本契約の成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は署名の上、それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 岩美町教育委員会教育長 (印)

乙 住所

氏名 (印)

貸出物品の利用条件

- 1 本申請により貸出物品を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、その貸出を受けた時から貸出物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸出物品の利用にあたっては、借受者及び貸出物品を使用する児童生徒（以下「使用者」という。）は次に掲げる行為を遵守すること。
 - （1）貸出物品を、家庭学習以外の目的で使用しないこと。
 - （2）貸出物品の使用に係る I D、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
 - （3）貸出物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
 - （4）貸出物品を、売却、廃棄、又は故意に破損しないこと。
 - （5）貸出物品を利用して、他者に対し損害や悪影響を与えないこと。
 - （6）各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。
- 3 借受者及び使用者は、学校から貸出物品の運営管理にあたり別途指示があった場合はその指示に従うものとする。
- 4 貸出物品の通信に係る経費及び充電に係る経費は、借受者の負担とする。
- 5 借受者は貸出物品を破損したとき又は貸出物品を紛失したときは、直ちに学校を通じて学習用通信機器破損・紛失届（様式第 6 号）を岩美町教育委員会（以下「町教委」という。）に提出しなければならない。
- 6 借受者は、貸出期間終了日までに、学習用通信機器返却届（様式第 7 号）を町教委へ提出し、貸出物品を返却しなければならない。なお、町教委は貸出期間中であっても、必要と認める場合は、借受者に貸出物品の返却を命じることができるものとする。
- 7 借受者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 8 借受者は、貸出に係る情報を町教委と学校が共有することを承諾するものとする。
- 9 借受者は、貸出物品を破損又は紛失した場合は、貸出物品に係る実費を町教委に弁償する。ただし、町教委が認めた場合は、この限りではない。
- 10 借受者は、貸出対象者の要件である、学校に在籍、または家庭に W i - F i を利用したインターネット接続環境のない児童・生徒の保護者である条件を満たさなくなった場合は、学習用通信機器返却届（様式第 7 号）を町教委へ提出し、貸出物品を速やかに返却しなければならない。
- 11 その他、貸出物品の利用に際しては、町教委及び学校の指示に従うものとする。